平成３０年（フ）第５６８号
札幌市東区北48条東３丁目１番７―203号
債務者　黒滝　　隼
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５８８号
札幌市南区川沿17条２丁目１番28―103号
債務者　谷口　　亨
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５９６号
北海道石狩市花川東１条３丁目12番地　グループホームはなかわ
債務者　池田　泰子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６０２号
札幌市豊平区平岸５条９丁目５番18号
債務者　川島　史義
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６１５号
札幌市清田区平岡６条１丁目４番20号
債務者　萬谷　秀雄（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６２１号
札幌市北区太平８条５丁目１番８号
債務者　飯坂　志帆
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６２３号
札幌市南区川沿15条２丁目10番25―802号
債務者　阿部　幸子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６２８号
札幌市西区西野７条８丁目８番１号
債務者　五十嵐育子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５７号
北海道釧路郡釧路町睦３丁目７番地９
債務者　小田島清美
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１０５号
岩手県滝沢市平蔵沢182番地129
債務者　浦田　秀二
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１０６号
岩手県滝沢市平蔵沢182番地129
債務者　浦田加代子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第６１号
川崎市高津区久本１丁目４番30号　フラットフリージア　202
債務者　原　　哲也
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
新潟県燕市燕堤塘地13号、前住所新潟県燕市燕4075番地１　桜井バレル寮
債務者　比企　秀雄
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成３０年（フ）第２１号
岐阜県多治見市音羽町１丁目71番地の１　今泉第一ビル501、従前の住所岐阜県瑞浪市明世町月吉496番地の８
債務者　本荘　恵子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（フ）第２３１号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目７番６号、前住所大阪府羽曳野市高鷲１丁目９番８―413号
債務者　森本　浩司
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２３６号
堺市中区深阪２丁16番21―107号
債務者　水島　玲子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２４１号
堺市堺区向陵東町３丁２番８号　木村ビル５Ｆ、前住所堺市堺区向陵東町３丁２番８号　木村ビル３Ｆ
債務者　細田　昭光
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２４４号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149―２―404号
債務者　達谷　紀昭
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係